

平成 27 年 10 月 7 日

第 3 期市川市地域福祉計画の見直しについて

次期計画策定に向けて、現状とあっていないについて見直しを行うこととしています。内容としては、以下のものが考えられます。

1. 進行管理事業の見直し
2. 組織改正による事業所管課の修正等（各種改正に伴うもの）
3. 社会福祉審議会条例の改正

1. 進行管理事業の見直し

- ①目標数値に対する実績の状況から、2 倍以上、2 分の 1 以上の乖離があるようであれば、目標数値を見直す。
- ②事業の廃止、事業内容の変更、新規事業の状況を確認し、必要に応じて見直す。

2. 組織改正による事業所管課の修正等（各種改正に伴うもの）

平成 27 年度の福祉部の組織改正等により、事業の実施部署に変更等があったため、見直し時にはそれを踏まえて、追加・修正・廃止を行う。

- 例) 認知症を理解するための啓発活動事業 地域福祉支援課 → 介護福祉課
移動サービスの支援事業 地域福祉支援課 → 福祉政策課
個人情報適正活用支援 地域福祉支援課 → 地域支えあい課

3. 社会福祉審議会条例の改正

社会福祉審議会から児童福祉関連の事項が子ども・子育て会議に移管する形で、平成 25 年 3 月 25 日に条例改正がされています。計画は「平成 25 年 3 月」で策定した形となっており、条例改正の内容が反映されていません。該当箇所は、P134、P147 で社会福祉審議会の役割を記載しているので、そこから「児童福祉」を削除する必要があります。

また、児童福祉が削除されたことにより、いくつかの関連事業が地域福祉計画から、削除されることとなります。